

令和3年 第9回

農業委員会総会議事録

令和3年9月28日(火) 開催

多摩市農業委員会

令和3年9月28日午後2時、市役所西第6会議室をホスト局設置会場として、令和3年第9回多摩市農業委員会総会がWEB方式により開催された。

参加委員は次のとおりであった。

1番 萩原弘委員、 2番 柚木実委員、 3番 萩原重治委員、 5番 新倉隆委員、
6番 大松誠二委員、 7番 増田保治委員、 8番 伊藤忠男委員、 10番 澤登早苗委員、
11番 増田実生委員、 12番 武内好恵委員、 13番 小暮和幸委員、 14番 青木幸子委員、
15番 小島豊委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也、農地係長 沖迫達矢、書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

事務局長(渡邊) 定刻となりましたので、只今より、令和3年第10回多摩市農業委員会総会を開会いたします。本日は、初めてのリモート開催ということですので、ご意見などがあり、ご発言いただく場合には、必ず挙手ボタンまたは画面上でカメラを通じた意思表示をお願いいたします。ご発言をいただく場合は、こちらから指名させていただきますので、お名前が呼ばれるまでお待ちいただきたいと思っております。議事進行を円滑にすすめる関係から、是非ともご協力をお願いいたします。

本日の出席委員は13名であります。多摩市農業委員会会議規則第6条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立することを報告いたします。

議事に先立ちまして、会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

会長(小暮) みなさんこんにちは。本日は初のWEB開催ということで、いささか緊張しております。コロナが収まってきたように思えますが、またいかなる事態になるか予想もつきません。こういった時期に、新しい会議の仕方もひとつの方法として身に着けていくというのも、今後先行きが不透明な時代にあっては必要なことだと思います。先ほど局長に進行していただきましたけれども、これからは今までの進行方法とは少し変えさせていただきます。まず、事務局長から会議の成立について報告を行い、その後、私の方から挨拶をして議事進行していくということ、この後申し上げますけれども、議事録署名委員の指名につきまして、今まではみなさんにお諮りしながらお願いをしていたわけでありまして、毎回慣例的に会長の指名になっておりましたけれども、このあたりも少し変えさせていただけたらと思っております。皆さんからもなにかございましたら屈託のないご意見を頂戴できればと思っております。後ほどお諮りしますが、支障がなければご賛同いただければと思っておりますので、今日はひとつ、よろしくお願いいたします。

事務局長(渡邊) それでは、会議規則第4条の規定により、これより、議事の進行は会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長(小暮) これより会議を開きます、本日の議事日程は、
日程第1 第18号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について
日程第2 第19号報告 農地法第4条の第1項第8号の規定による届け出について
日程第3 第20号報告 農地法第5条の第1項第7号の規定による届け出について
日程第4 第21号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の発行について
であります。

会長(小暮) 議事に入る前に、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、議事録署

名委員を2名指名することになります。

先ほど申しあげましたように、今までは議事録署名委員の指名について、各委員の皆様にお諮りしてまいりましたが、今後の総会において、議事録署名委員の指名については、委員の皆様にお諮りせず、従前から慣例的に会長一任という方法で行ってきた経緯を踏まえ、皆さんにお諮りすることなく会長の指名ということで、議事録署名委員を指名させていただきたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか？ ご異議がある場合は挙手にてお知らせください。

挙手なし

会長(小暮) 挙手がないようですので、異議なしと認め、今後は、議事録署名委員は会長の指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員は、15番 小島豊委員、1番 萩原弘委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

会長(小暮) それでは議事に入ります。
日程第1 第18号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届け出についてを上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

事務局(小形) 説明は、電子音声により行いますので、よろしくをお願いします。
第18号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について(関戸地区 2件)を朗読し、整理番号3番の一筆について、登記地目が宅地であるが、現況地目が生産緑地となっている土地が含まれていることを付加して説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。
本件に関して、質疑はございませんか？
質疑のある委員は挙手でお知らせ願います。

挙手なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(小暮) お諮りいたします。
本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。ご意義のない場合は挙手にてお知らせください。

「異議なし」の表示あり

会長(小暮) 「異議なし」の表示がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。

会長(小暮) 次に、
日程第2 第19号報告 農地法第4条の第1項第8号の規定による届け出についてを上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

事務局(小形) 第19号報告 農地法第4条の第1項第8号の規定による届け出について(鶴牧地区1件)を朗読し、整理番号7番の申請について、令和2年に5条申請がなされた土地と同一の土地であるが、今回新たに4条申請されたことにより、届出を受理したことを付加して説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。
本件に関して、質疑はございませんか？
質疑のある委員は挙手でお知らせ願います。

挙手なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(小暮) お諮りいたします。
本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。ご意義のない場合は挙手にてお知らせください。

「異議なし」の表示あり

会長(小暮) 「異議なし」の表示がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。

会長(小暮) 次に、
日程第3 第20号報告 農地法第5条の第1項第7号の規定による届け出についてを上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

事務局(小形) 第20号報告 農地法第5条の第1項第7号の規定による届け出について(愛宕・和田各地区1件)を朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。

本件に関して、質疑はございませんか？

質疑のある委員は挙手でお知らせ願います。

挙手なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(小暮) お諮りいたします。

本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。ご意義のない場合は挙手にてお知らせください。

「異議なし」の表示あり

会長(小暮) 「異議なし」の表示がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。

会長(小暮) 次に、
日程第4 第21号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の発行についてを上程します。

事務局に朗読と説明を求めます。

事務局(小形) 第21号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の発行について(馬引沢・諏訪、和田、連光寺 各地区1件)を朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。

本件に関して、質疑はございませんか？

質疑のある委員は挙手でお知らせ願います。

挙手なし

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(小暮) お諮りいたします。

本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。ご意義のない場合は挙手にてお知らせください。

「異議なし」の表示あり

会長(小暮) 「異議なし」の表示がありますので、本件は報告のとおり承認することに決しました。

会長(小暮) 以上をもって本日の議事日程は、すべて終了しました。

よって会議を閉じます。

終了(午後2時20分)